

平成23年度 採用前ドライバー安全教育講習促進助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がトラックドライバーに対する安全教育の実施を促進する為、協会が指定する教習機関に自社のドライバー等を派遣した場合、費用の一部を助成することとし、経営安定の一助に資することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(指定教習機関)

第3条 助成対象となる指定教習機関は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法隆寺自動車学校

(助成講習研修)

第4条 助成対象となる講習は、次に掲げるとおりとする。

●法隆寺自動車学校 (受講料は1コース毎の金額)	・採用時前講習（3時間コース）	受講料 2名 29,400円

	・採用時前講習（5時間コース）	受講料 1名 25,725円

		受講料 2名 44,100円
		受講料 1名 40,425円

(助成金額等)

第5条 助成金額は1名10,000円とし、1社当たりの上限は20名（200,000円）とする。

(助成事業期間)

第6条 本要領に定める助成事業は、平成24年1月31日までとする。

(助成金交付申請)

第7条 申請には、別紙申請書記載の通り指定教習機関で受講された終了証及び支払証拠書類のほか協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の交付限度)

第9条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

(報告の義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要領は、平成19年8月14日より実施する。

予 算 額

●法隆寺自動車学校	・採用時前講習（3時間コース）	1名 10,000円×30名 = 300,000円
	・採用時前講習（5時間コース）	